

平成21年6月11日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、9番 上田君の2人を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第12号））

○議長（中西峰雄君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成20年度橋本市一般会計補正予算（第12号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市一般会計補正予算（第1号））

○議長（中西峰雄君）日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算（第1号））

○議長（中西峰雄君）日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）これにつきましては、市長の趣旨説明で、市債を充当しておったんだけど、今後の方向性を検討する中で、一般財源で処理するほうが適当と判断したとなってますが、今後の方向性とか適当と判断した理由、それについて詳しくご説明をお願いします。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）この件につきましてお答えさせていただきます。平成19年度におきまして、国民宿舎の屋上の防水工事、それからバリアフリーの工事、それから設計監理委託料の合計額1,816万8,150円の工事がございまして、管理委託料38万5,000円、バリア

フリーの工事700万円の合計738万5,000円を平成20年度へ繰り越しいたしました。この財源につきまして、730万円の起債を見込んでおったところでございます。

が、今年の3月議会におきまして、国民宿舎につきましては平成23年3月をもって廃止をするというご報告をさせていただきましたが、そのような中で、平成20年度の起債につきましては借入れを行わないということになりました。その結果、平成20年度において690万4,377円の赤字が生じることになりました。今回、その専決につきましては、その赤字額を補填するものでございます。本来ですと、平成21年度国民宿舎特別会計の予算から、財源から繰上充用を行い、赤字補填を行わなければならないわけですが、国民宿舎にはその財源がございませんので、一般会計より繰り入れをいただきまして、繰上充用をさせていただいた次第でございます。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）その説明は理解させていただいたんですが、国民宿舎の今後の方向性というところが一番気になるところで、現時点でその方向性に向かっていろんな選択肢はありますが、いろんな選択肢をどのように考えて検討されているのか、言える範囲で説明をお願いします。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）23年の3月がタイムリミットといいますか期限でございますので、それに向かいます。今現在運営しております協会も選択肢の中に含めながら、どういう使用方法がいいのか、また、売却等、いろんな方向性も考えまして、勘案した上でより良い方向性を選んでいきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第5 承認第4号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（中西峰雄君）日程第5 承認第4号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この議案、ちなみはずっと目を通したんですが、割と市税条例の改正の場合、長文というか、なかなか。そういうことから、少し簡潔にこの条例改正について説明をいただけますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）大きくは、この条例改正につきましては三点ございます。

まず、一点目につきましては、個人住民税における住宅借入金等の特別税額控除が創設されたということでございまして、新たに個人住民税額控除の創設がされたということです。

二点目につきましては、個人住民税に係る配当・譲渡益についてということで、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間におけます上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%軽減税率とするということになってございます。これを3年延長されますということで、期間の延長になっております。

それから、大きく三点目といたしましては、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設ということで、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得に金額から1,000万円を控除すると。

大きくは三つでございまして、次の承認5号とも関連はしておりますけれども、平成23年まで期間の延伸となっております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）大きくは三点あるということですが、この二点目の株のいわゆる所得に対して、平たく言えば、これは税金をまけてやるということですか。そういう税の公平という観点から見て、そういう株の利益、株の所得に対して特別にその減税をする、そしてそれを続けるというのは市民の皆さんから理解を得られるのかね。特別そういう、いわば富裕層と申しますか高額所得者と申しま

すか、そうした人たちの税について減税すると。しかもそれを続けると。これはどうも理解しがたいんですが。再度伺います。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）それでは、もう少し詳しく説明させていただきます。

これにつきましては、結論から申し上げます、期間の延長ということで、今現在上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率を3年間延長するという今回の税制改正になってございます。

ちなみに中身といたしましては、平成20年度税制改正におきまして、上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率については、金融所得の一体化に向けまして、平成20年末をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年から20%とするということになっておったわけでございますけれども、その際円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21年、22年の2年間の延長されていたのが、さらに1年延長されるということになっておりまして、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について軽減税率10%が適用されると、そういう中身でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）承認第4号専決処分事項の承認について（橋本市税条例等を改正する条例）について、反対の立場で討論を行います。

市長の提案理由の説明は、地方税法の一部を改正する法律が平成21年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであるとのことですが、私は納得できません。税金は負担能力に応じて課税する、これが民主的なルールであると私は考えます。

本条例改正は、現在株の取引で利益を上げた人の配当所得に対する課税を減税している。これを期間を決め、続けるとするものです。これはあまりにも不公平です。一般論で、株を扱う方は総じて高額所得者や裕福な方が多いと認識いたします。

一方、過日の一般質問で私が取り上げた本市の国保税に見られる低所得者への能力を超えた課税、そして滞納者に対する強制徴収、預金の全額を差し押さえてしまい、市民が路頭に迷っているこの実態、これはだれが見ても納得できないと思います。

国会での議論との批判を覚悟の上で強く訴えたいことは、国民、市民には高齢者控除を廃止し増税を強いる、サラリーマン定率減税を廃止し増税を強いる、これらが実行されて久しい。一方、大企業に対する法人税をはじめとするあらゆる減税と本条例での株の所得に対する減税と。

皆さんご存じですが、高齢者控除による減税、サラリーマン定率減税と同時期に大企業減税、株の所得に対する減税は実行されたんです。なぜ一方だけを特別扱いするのでしょうか。税金は負担能力に応じて課税すると、このルールを確立しなければなりません。

以上、反対討論とします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これを持って討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。よって、承認第4号は承認することに決しました。

日程第6 承認第5号 専決処分事項の承認について（橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（中西峰雄君）日程第6 承認第5号 専決処分事項の承認について（橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

で、討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分事項の承認について（橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第7 承認第6号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（中西峰雄君）日程第7 承認第6号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第6号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

日程第8 承認第7号 専決処分事項の承認について(橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

○議長(中西峰雄君)日程第8 承認第7号 専決処分事項の承認について(橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第7号 専決処分事項の承認について(橋本市企業立地の促進等による地

域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

日程第9 承認第8号 専決処分事項の承認について(機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例)

○議長(中西峰雄君)日程第9 承認第8号 専決処分事項の承認について(機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第8号 専決処分事項の承認について(機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例)を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。